

制 度 名	農業者向け融資制度 [県、市町村]
対 象 者	経営意欲と能力のある農業の担い手 ア 認定農業者（市町村長に農業経営改善計画の認定を受けた農業者や法人） イ 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人） ウ ア及びイ以外で農業を営む者（もっぱら農業を生業とする者）
内 容	○ 制度の概要 上記の対象者が農業経営の展開を図る上で必要とする資金について、国や県等が利子補給や利子助成を行い、低利で融資するもの。 ○ 主な資金の概要 （注）貸付条件は、令和8年5月18日現在 1 農業近代化資金 農業経営の近代化のために必要な施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：1,800万円以内 ②法人：2億円以内 ・貸付利率 2.80%（認定農業者等で、かつ目標地図に位置付けられた、または位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた農業者等には、金利負担を軽減する国の利子助成制度がある。） ・償還期限 15年以内（うち据置期間7年以内） 2 新規就農者等農地取得資金：認定農業者及び認定新規就農者 農業経営を開始又は、規模拡大を進めるために必要な農地等の取得に要する資金 ・貸付限度額 認定農業者 ①個人：1,800万円以内 ②法人：3,600万円以内 認定新規就農者①個人：1,500万円以内 ②法人：3,000万円以内 ・貸付利率 2.80%（市町村が利子補給する場合：2.25%） ・償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内） 3 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な農地、施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：3億円以内 ②法人：10億円以内 ・貸付利率 1.80～2.80%（貸付条件等により異なる） ・償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内） 4 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な短期運転資金 ・貸付限度額 ①個人：500万円以内 ②法人：2,000万円以内 ・貸付利率 2.15% ・償還期限 1年以内（農業経営改善計画期間中は借換可）
窓 口	・取扱金融機関 資金1、2：農業協同組合、中国銀行、玉島信用金庫、津山信用金庫、吉備信用金庫 資金3：(株)日本政策金融公庫、農業協同組合 資金4：農業協同組合 ※融資の相談は上記の金融機関のほか、県民局、市町村でも受け付けています。
備 考	県農林水産部組合指導課HP： https://www.pref.okayama.jp/soshiki/50/

制 度 名	漁業近代化資金利子補給事業 [県]
対 象 者	資本装備の高度化及び経営の近代化に役立つ事業を行う漁業者等
内 容	○ 制 度 漁業の近代化のために漁業者及び漁業協同組合等が、漁船、養殖施設等を取得する資金について、県が利子補給を行うもの。 ○ 借受者最終利率（R8.5.18現在） 年2.80%以内（利子補給率 年1.25%又は1.05%） ○ 漁業近代化資金の概要 (1) 資金の種類と融資対象事業 ・漁船（1号資金） ・漁船漁具保管修理施設等（2号資金） 養殖池、漁業用資材保管施設、水産種苗生産施設、水産物加工施設等 ・漁場改良造成用機具等（3号資金） 漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、水産物等運搬用機具等 ・漁具等（4号資金） 漁具、養殖いかだ、はえなわ式等の養殖施設 ・水産動植物の種苗の購入又は育成（5号資金） 成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの ・漁村環境整備施設（6号資金） 漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設等 ・農林水産大臣特認（7号資金） 特定の漁家住宅資金、初度的経営資金等 (2) 貸付限度額 ・貸付け1件ごとの限度 事業費の8割 ・貸付金合計残高の最高限度 1,800万円 （ただし、漁業経営の形態・規模等に応じて一定の限度まで拡大） (3) 償還期限 5年～20年（うち据置期間2年～3年）
窓 口	・最寄りの漁業協同組合 ・農林中央金庫岡山支店 〒700-0913 岡山市北区大供3-1-20岡山DAIKU1123.BLDG TEL 086-222-0714
備 考	

制 度 名	中小企業者向け融資制度 [県]
対 象 者	31～32ページに記載のとおり ただし、次の要件のすべてに該当することが必要 ・ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する企業組合であること。 ・ 県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。 ただし、新規創業資金及び事業承継対策資金は別に定めるところによる。 ・ 県税を滞納していないこと。 ・ 手形交換所又は電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。 ・ 岡山県信用保証協会（岡山県信用保証協会以外の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。 ・ 現に岡山県信用保証協会の保証を受けている場合は、その保証付き融資を適正に償還していること。 ・ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。（いずれも、法人にあっては役員を含む。）
内 容	○ 制 度 金融機関への利子補助と岡山県信用保証協会への保証料補助により、中小企業者の負担軽減を図っている。 ○ 資金の種類 } ○ 融 資 条 件 } 31～32ページのとおり
窓 口	・ 取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店） 中国銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、津山信用金庫、水島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、備前日生信用金庫、倉吉信用金庫、笠岡信用組合、朝銀西信用組合、商工組合中央金庫 ・ 岡山県信用保証協会 保証経営支援部 〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23 TEL 086-243-1122 倉敷支所 〒710-8691 倉敷市大島54-2 TEL 086-425-3103 津山支所 〒708-8691 津山市大手町3-4 TEL 0868-22-7276
備 考	

資金の種類		融 資 の 対 象 者	融 資 条 件					備 考
			資 金 使 途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 ($\text{\textcircled{15}}$ を除き変動金利)	信用保証	
創 業 期	新規創業資金 ①	次のいずれかに該当する者 1 1か月以内に新たに事業を開始する個人 2 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する個人 3 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人 5 設立の日から5年を経過していない会社 6 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社 7 4に該当する者であって、新会社を設立したものが事業譲渡により事業の全部又は一部を承継させる会社 8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者	左記に掲げる者が行う事業に必要な運転資金・設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1個人・企業者 3,500万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が8の場合は、据置期間1年以内 (所定の要件を満たす場合は3年以内)	年1.75%以内	保証付き	
	小規模企業支援資金(一般) ②	小規模企業者 〔常時使用する従業者の数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下)〕	事業経営に必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く)	1企業者 2,000万円 組合 5,000万円 ※融資限度額は小口零細との合計	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	
大 期	小規模企業支援資金(小口零細) ③	組合 〔構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されているもの〕 ※小規模企業支援資金(小口零細)については、小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合に限る		1企業者(組合) 2,000万円 ※融資限度額は一般との合計		年2.05%以内	保証付き	
	事業活性化短期資金 ④	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者(今後締結することが確実であると認められる者を含む) 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する者(棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る)	事業経営に必要な運転資金	1企業者(組合) 5,000万円	1年以内	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	
持 続 期	経営革新資金 ⑤	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者 (1) 新分野進出、新商品・新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者 (2) 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行う者 (3) 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行う者 (4) インパウンド等の観光関連の分野の事業を行う者 3 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた者	1 融資対象者1・2 事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者3 先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金(土地の取得資金を除く)	1企業者(組合) 総額1億円 (このうち運転資金は5,000万円を限度とする)	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が2の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
	新エネ・環境対策資金 ⑥	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	1(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金(土地の取得資金を除く) 1(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車・充電設備等の購入に必要な資金 2(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 2(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 2(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金 2(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金 2(5) フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC))使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年2.20%以内	必要に応じ保証付き	資金使途が2(1)又は(2)の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
成 長 期	事業承継対策資金 ⑦	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者(当該認定を受けた中小企業者の代表者を含む。) 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者 3 事業承継特別保証の対象となる者	1 事業承継に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が3の場合に限る)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者が3の場合は、据置期間1年以内	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
	働き方改革応援資金 ⑧	働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組む者 2 職場環境の充実に目的とした施設又は設備の設置又は改修を行う者 3 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.40%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が3の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
成 長 期	協調支援型特別資金 ⑨	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であって、米国の関税措置の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	1 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が2の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	融資対象者が1の場合は、年2.20%以内 融資対象者が2の場合は、年1.80%以内	保証付き	
	モニタリング強化型特別資金 ⑩	モニタリング強化型特別保証の対象となる者	1 事業経営に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)	年2.20%以内	保証付き	

資金の種類		融 資 の 対 象 者	融 資 条 件					備 考
			資 金 使 途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 ($\text{\textcircled{15}}$ を除き変動金利)	信用保証	
危 機 時	危機対策資金 $\text{\textcircled{11}}$	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて市町村長の認定(セーフティネット保証)を受けた者に限る) 2 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画(BCP)を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 経済産業大臣から認定を受けた(連携)事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う者	融資対象者1～3 1 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 融資対象者4 事業継続計画の策定・実施に必要な資金 3 融資対象者5 防災対策の実施に必要な資金 4 融資対象者6 (連携)事業継続力強化計画の実施に必要な資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1又は2の場合は、年1.55%以内 融資対象者が3から6までのいずれかの場合は、年2.05%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1・2の場合は、市町村長の認定が必要 融資対象者が1～3の場合は、融資条件を別に定める場合がある
		次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行うもの 2 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従って事業再生を行うもの	1 事業の再生に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (2年以内)	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	
		次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4 中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、資金繰りに支障を来している又は来すことが見込まれる者	1 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融資対象者が4の場合を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象者が1から3までのいずれかの場合は、年2.05%以内 融資対象者が4の場合は、年1.65%以内	必要に応じ保証付き	融資対象者が1の場合は、市町村長の認定が必要
		次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	1 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年2.05%以内	必要に応じ保証付き	
再 生 期	事業再生資金 $\text{\textcircled{12}}$							
	経済変動対策資金 $\text{\textcircled{13}}$							
期	経営安定資金 $\text{\textcircled{14}}$							
	おかやま中小企業再生支援資金 $\text{\textcircled{15}}$	事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の対象となる者	1 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (3年以内)	当初3年間 年0.30%以内 4年目以降 年1.15%以内	保証付き	

注) 金融情勢の変化等により、融資利率を改定場合があります。また、信用保証協会の保証料率は、原則として、中小企業者の経営状況に応じ決定されます。担保及び保証人は、金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。